

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第 120919003 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理規則 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(特定秘密である<u>情報又は重要経済安保情報</u>を記録する行政文書の管理) 第28条 <u>特定秘密</u> (特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程 (<u>原規総発第1412081号</u>) に基づき管理するものとする。 <u>また、重要経済安保情報 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和6年法律第27号) 第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。) を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令 (令和7年政令第26号)、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適当事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準 (令和7年1月31日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会重要経済安保情報保護規程 (原規総発第 号) に基づき管理するものとする。</u> (秘密文書の管理) 第29条 <u>特定秘密又は重要経済安保情報</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (特定秘密であ	(特定秘密である<u>情報</u>を記録する行政文書の管理) 第28条 <u>職員は、特定秘密</u> (特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日閣議決定) 及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程 (<u>平成26年12月8日原子力規制委員会決定</u>) に基づき管理するものとする。 (秘密文書の管理) 第29条 <u>特定秘密</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (特定秘密である<u>情報</u>を記録する行政

る情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。

(1)～(14) (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)の基準に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適格事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6) (略)

文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。

(1)～(14) (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)の基準に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6) (略)